

新旧対照表

現 行	改 定 案
<p>第Ⅰ章 ビジョンの趣旨</p> <p>1 策定の趣旨</p> <p>本県では、_____青少年対策本部会議において「青少年の健全育成推進方策」を策定し、青少年対策を進めてまいりましたが、平成22年4月に_____「子ども・若者育成支援推進法」が施行されたことから、同法に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」として、平成23年度に「えひめ子ども・若者育成ビジョン」を策定し、一人でも多くの子ども・若者の「元気で希望に満ちた愛顔」が見られるよう県民一人ひとりと力をあわせた支援に努めることを目標に、さまざまな施策を展開してきました。</p> <p>また、県民と市町に“より近い”各地方局において、従来から設置している地方青少年対策班に__県の相談窓口等を構成機関として追加するとともに、国や市町の関係機関等の参加・協力を得て拡充し、23年10月までに法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」と位置付けたうえで再設置し、関係機関が連携し____、適切な支援を行う体制づくりに取り組みました。</p> <p>_____</p> <p>しかしながら、少子高齢化の進展や厳しい雇用情勢、スマートフォン等の普及による急速な情報化の進展などが子ども・若者を取り巻く環境に大きく影響し、_____ひきこもりなどの社会的自立の遅れ、青少年による重大事件_____や子</p>	<p>第Ⅰ章 ビジョンの趣旨</p> <p>1 策定の趣旨</p> <p>本県では、<u>愛媛県</u>青少年対策本部会議において「青少年の健全育成推進方策」に沿って、青少年対策を進めてきま_____したが、平成22年4月に<u>施行された</u>「子ども・若者育成支援推進法」の_____子ども・若者育成支援についての計画__として、平成23年度に「えひめ子ども・若者育成ビジョン」を策定し、一人でも多くの子ども・若者の「元気で希望に満ちた愛顔」が見られるよう県民一人ひとりと力をあわせた支援に努めることを目標と定め、さまざまな施策を展開してきました。</p> <p>また、県民と市町に“より近い”各地方局に_____ _____設置している地方青少年対策班に、__県の相談窓口等及び国や市町の関係機関等を追加して、_____法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」と位置付けたうえで再設置し、関係機関が連携しながら、適切な支援を行う体制を平成23年10月までに構築し、情報共有を図りながら各種取組を進めてきました。</p> <p>一方、_____少子高齢化の進展や厳しい雇用情勢、スマートフォン等の普及による急速な情報化の進展など__子ども・若者を取り巻く様々な環境の変化により、_____ひきこもりなどの社会的自立の遅れや青少年による重大事件、さらに子</p>

現 行	改 定 案
<p>子どもが被害者となる事件の発生など、子ども・若者に関わる新たな課題が生じております。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>このような中、「えひめ子ども・若者育成ビジョン」の策定から5年が経過し計画期間が満了となり、また、国においても「子ども・若者育成支援推進大綱」の見直しを行ったことから、社会情勢の変化や国の動向、県の実情などを踏まえた「えひめ子ども・若者育成ビジョン（H28～32年度）」を策定することとしました。</p> <p>2 ビジョンの期間</p> <p>このビジョンの期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とし、</p> <p>子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化等に適切に対応した施策の推進を図るため、毎年、必要に応じてビジョンの見直しを青少年対策本部において行うこととします。</p> <p>3 ビジョンの性格・位置づけ</p>	<p>子どもが被害者となる事件が発生するなど、子ども・若者に関わる新たな事案が生じているほか、長期化する新型コロナウイルス感染症の流行（コロナ禍）による影響も懸念されており、今後、ポストコロナ時代において、社会の形成者として、子ども・若者を心身ともに健全に育成していく環境整備が求められています。</p> <p>また、非行少年の再非行等を防止する「再犯の防止等の推進に関する法律」など、新たな法律の制定等も行われている状況にあります。</p> <p>このような中、「えひめ子ども・若者育成ビジョン（H28～R2年度）」の計画期間が満了となり、また、国においても「子ども・若者育成支援推進大綱」の見直しを行ったことから、社会情勢の変化や国の動向、県の実情などを踏まえた施策を推進するため「えひめ子ども・若者育成ビジョン（R3～R7年度）」を策定することとしました。</p> <p>2 ビジョンの期間</p> <p>このビジョンの期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。</p> <p>なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化や県・国の関連計画等の動向等に適切にビジョンの推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>3 ビジョンの性格・位置づけ</p>

県民生活課

県民生活課

県民生活課

県民生活課

現 行		改 定 案	
<p>(1) このビジョンは、本県が子ども・若者の健やかな成長と自立を支援していくための指針とします。また、併せて、県民総ぐるみで子ども・若者の健やかな育成を推進するための指針とします。</p> <p>(2) 毎年度、愛媛県教育委員会で策定している「愛媛県教育基本方針」や平成27年3月に策定した「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」など、子ども・若者を対象とする他の計画と相まって、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を推進していきます。</p> <p>(3) このビジョンは、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」とします。</p>		<p>(1) _____本県が子ども・若者の健やかな成長と自立を支援していくとともに、 _____県民総ぐるみで子ども・若者の健やかな育成を推進するための指針とします。</p> <p>(3) 毎年度、愛媛県教育委員会で策定している「愛媛県教育基本方針」や令和2年3月に策定した「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」など、子ども・若者を対象とする他の計画等と連携しながら、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を推進していきます。</p> <p>(2) _____子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」とします。</p>	
<p>4 ビジョンが対象とする子ども・若者</p> <p>このビジョンが対象とする「子ども・若者」の範囲は、0歳から30歳代の年齢層にある者とします。 _____</p> <p>また、ビジョンでは、「子ども・若者育成支援推進法」にならない、「子ども・若者」という用語を使用していますが、子ども・若者の呼称・年齢区分は法令や施策等により様々であることから、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語もビジョンの中で使用しています。</p>	<p>県民生活課</p>	<p>4 ビジョンが対象とする子ども・若者</p> <p>このビジョンが対象とする「子ども・若者」の範囲は、0歳から30歳代の年齢層にある者とします。なお、 _____</p> <p>_____ビジョンでは「子ども・若者育成支援推進法」にならない、「子ども・若者」という用語を使用していますが、子ども・若者の呼称・年齢区分は法令や施策等により様々であることから、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語も _____使用しています。</p>	<p>県民生活課</p>

新旧対照表

現 行	改 定 案
<p>第Ⅱ章 子ども・若者の現状</p> <p>1 少年非行</p> <p>平成26年に本県で検挙・補導した少年刑法犯は814人で、前年と比べて90人減少しています。</p> <p>昨年の少年刑法犯の特徴は、学職別では、中学生が全体の約4割（38.9%）を占め、非行の中心となっています。罪種別では、窃盗犯が最も多く、全体の約7割（68.6%）を占めており、そのうち約4割が万引き、次いでオートバイ盗、自転車盗となっています。</p> <p>また、毒物及び劇物取締法等違反は6人であり、前年と比べ4人増加しています。</p> <p>一方、不良行為で補導した少年は4,035人で、前年と比べ23人増加しました。行為別では、喫煙（1,710人）と深夜はいかい（1,622人）で全体の8割強（82.5%）を占めています。また、学職別では、有職少年が1,254人と全体の約3割（31.1%）、無職少年が980人と全体の2割強（24.3%）を占め、次いで中学生、高校生の順となっています。年齢については、16歳～17歳が最も多く、全体の5割強（55.4%）を占めています。</p>	<p>第Ⅱ章 子ども・若者の現状・課題及び取組の方向性</p> <p>1 少年非行</p> <p>【現状・課題】</p> <p>検挙・補導した少年刑法犯は年々減少傾向にあり、令和2年に本県で検挙・補導した少年刑法犯は232人で、前回本ビジョンを改定した平成26年の814人と比べ582人減少しています。</p> <p>令和2年の少年刑法犯の特徴については、学職別では、中学生が全体の約3割（31.5%）を占め、依然として非行の中心となっており、罪種別では、窃盗犯が最も多く、全体の約5割（54.3%）を占め、そのうち約6割が万引き、次いで自転車盗となっており、5年前より万引きの割合は低くなっています。また、児童買春・児童ポルノ法違反については、近年、少年特別法犯に占める割合が高止まりしている状況にあります。</p> <p>一方、少年刑法犯に占める触法少年（14歳未満）の割合は、5年前の24.3%と比べ、令和2年は42.7%と増加傾向にあります。</p> <p>なお、不良行為で補導した少年については減少傾向にあり、令和2年は1,773人で、5年前の3,106人と比べ1,333人減少しています。</p> <p>行為別では、喫煙（742人）と深夜はいかい（526人）で全体の7割強（71.5%）を占め、学職別では、有職少年が662</p>

現 行	改 定 案
	<p>人と全体の3割強(37.3%)、高校生が463人と全体の3割弱(26.1%)となっており、次いで中学生、無職少年の順となっており、年齢別では、16歳～17歳が最も多い状況となっています。</p> <p>これらの要因としては、少子高齢化や核家族化の進行等に伴い、家庭や地域の教育力の低下に加え、人間関係の希薄化などにより、子どもたちの規範意識や社会性が十分に育成されにくい状態があることや、地域社会の防犯機能の減退などが考えられます。</p> <p>また、非行の早期対応の充実を図るとともに、非行少年等の立ち直りには、生活や修学の支援、自立に必要な仕事や居場所の確保などが必要とされています。</p> <p>【取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭、学校、地域において、各々の役割を果たすとともに、学校や地域との連携強化や身近な相談体制の充実を図ります。 ・警察や児童養護施設等における、非行少年の規範意識を養う活動等の充実や、個々の状況に応じた立ち直り支援を受けることができる支援体制の整備に取り組みます。
<p>2 いじめ、不登校、中途退学</p> <p>文部科学省の調査によると、本県における平成26年度のいじめの認知件数(国公立小・中・高・特別支援学校が対象)は1,943件で、児童生徒1,000人あたり12.7件となり、全国水</p>	<p>2 いじめ、不登校、中途退学</p> <p>【現状・課題】</p> <p>文部科学省の調査によると、本県における令和元年度のいじめの認知件数(国公立小・中・高・特別支援学校が対象)</p>

人権教育課
義務教育課
高校教育課

人権教育課
義務教育課
高校教育課

現 行	改 定 案
<p>準の13.7件を下回っているものの、依然として注視すべき状況にあります。これを学校種別で見ると、小学校で1,089件、中学校で777件、高等学校で76件、特別支援学校で1件となっています。</p> <p>また、平成26年度間の不登校児童生徒は、小学校(国公立)では前年度より16人増加して182人、中学校(国公立)では、50人増加して、946人となっています。児童生徒1,000人あたり10.1人となり全国平均12.1を下回っています。</p> <p>高等学校(国公立)においては、文部科学省の平成26年度の調査によると、不登校を理由とする長期欠席者が前年より3人減少し354人、1,000人当たりの不登校生徒数は、9.4人で、全国水準の15.9人を大きく下回っています。</p> <p>また、中途退学者は601人、在籍者数に占める割合(中途退学率)は1.5%で、全国水準並みとなっています。</p>	<p>は2,372件で、児童生徒1,000人あたり16.5件となり、全国水準の46.5件を下回っている状況にあります。</p> <p>これを学校種別で見ると、小学校1,432件、中学校783件、高等学校143件、特別支援学校で14件となっています。</p> <p>また、令和元年度間の不登校児童生徒は、小学校(国公立)では前年度より97人増加して421人、中学校(国公立)では、25人増加して、1,120人となっており、児童生徒1,000人あたりでは14.9人となり、全国平均18.8を下回っていますが、全国的には増加傾向が続いています。</p> <p>また、高等学校(国公立)においては、文部科学省の令和元年度の調査によると、不登校を理由とする長期欠席者が前年度より31人減少し416人となっており、1,000人当たりの不登校生徒数は、11.9人で、全国水準の15.8人を大きく下回っています。</p> <p>なお、中途退学者は424人、在籍者数に占める割合(中途退学率)は1.1%で、全国水準を下回っています。</p> <p>【取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における教育相談体制の充実を図り、子どもの問題行動等の未然防止、早期発見及び適切な対処のための対策を推進します。 ・身近な場所での相談環境等の整備に取り組みます。
<p>3 若者の就労</p> <p>若年者の雇用環境については、新規学卒者の就職決定率が</p>	<p>3 若者の就労</p> <p>【現状・課題】</p>

労政雇用課

労政雇用課

現 行		改 定 案	
<p>改善傾向にある一方で、早期離職率については、全国平均より高い状況が続いているほか、若年者の非正規雇用比率も依然として高い水準で推移しており、総じてみると厳しい状況が続いています。</p> <p>愛媛労働局の調査によると、県内の就職後3年以内の離職率は、全国よりも高水準で推移しており、平成23年度の県内離職率は、高校46.4%、大学36.7%となっています。</p> <p>県が平成21年度に実施した「県内雇用・就職状況調査」によると、県内のフリーター数は約16,900人（推計値）、若年者（15歳～34歳）に占める割合は約5.2%となっており、全国の約5.7%（約170万人）と比べ、若干低い数値となっています。</p> <p>また、若年者の仕事に対する考え方については、「生活のための収入源」84.2%、「人の役に立つ仕事をしたい」45.2%となっており、「一つの企業に長く勤める方がよい」33.6%、「正社員で働いたほうが得だ」33.0%と安定した仕事を望んでいる意見も多い状況にあります。フリーターについては、「誰でもなるかもしれない」が61.2%と不安を持っている者が多い一方、「自分探しのためにいいことだ」19.5%、「フリーターはカッコいい」11.0%など、フリーターを容認する意見もあり、フリーターを深刻な問題ととらえていない面も見られます。</p> <p>ニートの状況にある若者の数は、平成24年就業構造基本調査の推計値によると、全国で61万7千人、愛媛県には7,400人となっており、15～34歳人口に占める割合は、愛媛県では</p>	雇用対策室	<p>若年者の雇用環境については、新規学卒者の就職決定率が改善傾向にある一方で、早期離職率については、高い状況が続いているほか、若年者の非正規雇用比率も依然として高い水準で推移しており、総じてみると厳しい状況が続いています。</p> <p>愛媛労働局の調査によると、県内の就職後3年以内の離職率は、平成28年度は、高校40.7%、大学33.6%となっているほか、平成29年就業構造基本調査では、県内の若年者（35歳未満）の29.4%が非正規就業者となっています。</p> <p>ニートの状況にある若者の数は、平成29年就業構造基本調査の推計値では、全国で59万8千人となっており、愛媛県においては、6,400人で、15～34歳人口に占める割合は2.7%で、全国ワースト12位となっています。</p> <p>また、若年者の雇用環境については、新規学卒者の就職決定率が改善傾向にある一方で、早期離職率や若年者の非正規雇用比率においては、依然として高い水準で推移するなど、総じて厳しい状況が続いています。</p> <p>【取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図るとともに、職場定着等の取組を推進します。 	雇用対策室

現 行		改 定 案	
<p>2.8%で全国ワースト10位となっています。</p> <p>また、かかる若者の8割以上が「仕事に就きたい」と答えており（平成21年えひめ地域政策研究センター調査）、一概に「働く意欲がない」とのステレオタイプは正確ではありません。</p> <p>4 子どもの貧困</p> <p>「国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率（年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない国民の割合）は、平成21年調査では15.7%であったものが、平成24年は16.1%と増加し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も14.6%から16.3%と、過去最悪を示し、およそ6人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとされています。</p> <p>また、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%と大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。</p> <p>こうした背景から、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月、同法第8条第1項に基づく「子供の貧困対策に関する大綱（以下「貧困対策大綱」という。）」が策定されました。貧困対策大綱には、子どもの貧困状況を示す25の指標が掲げられ、それらの改善に向けた平成27年度を始期とする今後5年間の重点施策が盛り込まれています。また、都道府県は、同法第9条第1項に基づき、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努め</p>	子育て支援 課	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4 子どもの貧困</p> <p>【現状・課題】</p> <p>「国民生活基礎調査」では、相対的貧困率（年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない国民の割合）は、平成30年は15.4%であり、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も13.5%と、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準を下回る環境で暮らしているとされており、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率も48.1%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。</p> <p>こうした背景から、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、同法に基づき、同年11月に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下「貧困対策大綱」という。）において、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の実現に向けて、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくという基本的な考え方が示されました。</p> <p>また、子どもの貧困状況を示す25の指標についても見直しが行われ、新たに39の指標を掲げ、それらの改善に向けた今</p>	子育て支援 課

現 行	改 定 案
<p>ることとされています。</p> <p>愛媛県では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策計画」の性格を合わせ持つ「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」を平成27年3月に策定しました。</p> <p>これまでも、子どもの貧困対策への取組は重要であるとの認識のもと、ひとり親家庭に対する就業支援、修学資金の貸付などの経済的支援や生活支援の取組を進めてきましたが、当計画では、貧困対策大綱の趣旨を踏まえ、今後も引き続き、教育現場と福祉の連携強化など、市町や関係機関と緊密に連携し、子どもの貧困問題に正面から向き合い、教育・生活・保護者に対する就労・経済的支援など、地域の実情に応じた取組を積極的に進めていくこととしています。</p>	<p>後5年間における重点施策が盛り込まれたところです。</p> <p>愛媛県では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、世代を超えて貧困が連鎖することのないように、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、令和2年3月策定の「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」に基づき、困窮度が高いひとり親家庭の保護者に対する就業支援や子どもの修学資金への貸付等の経済的支援、介護・保育等のサービスを行う家庭生活支援員の派遣等の様々な取組を進めてきましたが、子どもの貧困は実態が周囲から見えにくくなり、その実情も多様となっていることから、支援が必要な子どもや保護者に効果的に支援を届けるためには、行政や関係機関に加え、民間団体、地域住民や教育現場等との連携・協力がますます重要となっています。</p> <p>【取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で協力して解決すべき課題として捉え、子どもの貧困問題に正面から向き合う姿勢を明確にし、令和元年度に官民共同で創設した「子どもの愛顔応援ファンド」を活用して、子育て世帯や貧困等の問題を抱える子どもを支える地域の活動を支援するなど、教育現場や市町等の関係機関との連携を強化しながら、教育、生活、保護者に対して、地域の実情に応じた、きめ細かな支援への取組を積極的に進めていきます。

現 行		改 定 案	
<p>5 ひきこもり</p> <p>厚生労働省による「ひきこもり」の定義は、「様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」とされています。</p> <p>厚生労働省の研究事業として平成16年から3年間で行なわれた調査によると、ひきこもりの子どもがいる世帯は全国で約25万世帯と推計されています。(厚生労働省：「こころの健康についての疫学調査に関する研究」)</p> <p>また、内閣府が平成22年に15歳～39歳の子ども・若者を対象に行った調査によると、全国で狭い意味でのひきこもりの子ども・若者は23.6万人いると推計されており、そのきっかけは仕事や就職に関するものが多く、相談機関の充実を始め、地域の人々が連携し見守る必要性が指摘されています。(内閣府：「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」)</p> <p>愛媛県では、23年4月から、心と体の健康センターに「ひきこもり相談室」を設置し、第一次相談窓口として、当事者やその家族からの電話・窓口相談に応じており、平成26年度には、電話延べ134件、来所延べ269件の相談が寄せられました。</p> <p>心と体の健康センターでは、ひきこもりからの回復を目指す方を中心とした思春期のつどいを行っているほか、保健所とともに精神保健に関する相談に応じています。また、相談内容に応じ、各関係機関と連携を図っているところであり、今後も支援ネットワークが広がるよう取り組んでいくこと</p>	健康増進課	<p>5 ひきこもり</p> <p>【現状・課題】</p> <p>厚生労働省による「ひきこもり」の定義は、「様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」とされており、内閣府が平成27年12月に15歳～39歳の子ども・若者を対象に行った調査では、全国のひきこもりの子ども・若者(15歳～39歳)は、17.6万人が自室や家から出ておらず、趣味の時だけは外出する人を含めると約54.1万人と推計されています。</p> <p>きっかけとしては、仕事や不登校に関するものが多く、相談機関の充実を始め、地域の人々が連携し見守る必要性が指摘されています。(内閣府：「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」)</p> <p>また、平成30年度に実施した「愛媛県ひきこもり等に関する実態調査」では、ひきこもりの状態にある人は約1千人で、40代が最も多く、10代～30代は3割強となっており、きっかけとしては、不登校が多くを占めていました。</p> <p>なお、行政機関など何らかの支援を受けていると回答した人は、17.6%と少数の状況となっています。</p> <p>本県では、平成23年4月から、心と体の健康センター内の「ひきこもり相談室」において、専門相談窓口として、当事者やその家族からの電話・窓口相談に応じており、平成23年度から令和元年度までの新規来所相談では、平成24年を除いて20代の相談が一番多い傾向が続いています。</p> <p>今後とも、ひきこもりの長期化を防ぐためにも、早期に相</p>	健康増進課

現 行		改 定 案	
<p>としています。</p>		<p>談につなぎ、必要に応じた支援を行うことが重要であり、対象者が抱える「生活困窮者の問題」など、様々な課題に対応していく必要があります。</p> <p>【取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の早期発見・早期支援につなげるための人材育成を進めます。 ・心と体の健康センターで、ひきこもりデイケアの実施や家族支援を目的とした家族教室、支援者の理解を深めるための研修会の実施など、保健所とともに精神保健に関する相談に応じていきます。 ・相談内容に応じ、各関係機関と連携を図り、支援ネットワークが広がるよう取り組んでいきます。 	
<p>6 インターネット上の違法・有害環境</p> <p>県教育委員会が行った調査（小中学校は26年度調査、高等学校は27年度調査）によると、児童生徒の携帯電話又はスマートフォンの所持率は、学年が上がるとともに上昇しており、小学6年生で38.0%、中学3年生で48.1%、高校生では96.1%となっています。特に、高校生については、スマートフォンの所持率が93.3%となっており、スマートフォンの普及が顕著となっています。</p> <p>また、フィルタリングの利用率については、小学6年生の18.1%、中学3年生の34.0%、高校生では63.4%がフィルタリングを利用しています。</p>	<p>義務教育課 高校教育課 男女参画・県民協働課</p>	<p>6 インターネット上の違法・有害環境</p> <p>【現状・課題】</p> <p>県教育委員会が行った調査（公立小中学校は令和3年1月調査、高等学校は令和2年度調査）によると、児童生徒の携帯電話又はスマートフォンの所持率は、学年が上がるとともに上昇し、小学6年生で53.2%、中学3年生で76.6%、高校生においては98.7%となっており、スマートフォンの普及が顕著となっています。</p> <p>「被害を受けた経験の有無」についても、学年が上がるとともに上昇しており、知らない人からメールや電話があった経験は、小学6年生で7.6%、中学3年生で22.3%となり、イン</p>	<p>義務教育課 高校教育課 人権教育課 県民生活課</p>

現 行	改 定 案
<p>また、「被害を受けた経験の有無」についても、学年が上がるるとともに上昇しており、例えば「ネット上に悪口を書かれた」「知らない人からメールや電話があった」等の経験は、小学6年生で8.6%、中学3年生で21.4%となっています。</p> <p>さらに、携帯電話・インターネットの危険性に関する学習については、学校が中心となっており、中学3年生の91.3%、小学6年生の85.7%がそれぞれ「学校で指導を受けた」と答えています。</p> <p>次に多いのが「親（保護者）から教えてもらった」であり、小学6年生においては62.2%、中学3年生では47.9%と、いずれも昨年度より2%ほど高くなっており、保護者の意識が徐々に高まっていることが伺えます。</p> <p>以上、6つの問題について県内の子ども・若者の現状を把握しましたが、本章で取上げた問題以外にも児童虐待や発達障がい、自殺、家庭や学校における暴力等深刻な問題は少なくありません。</p>	<p>ターネットで知り合った人と実際に会った経験では、小学6年生で0.8%、中学3年生で2.1%となっています。</p> <p>フィルタリングの利用率では、小学6年生で22.1%、中学3年生で34.7%、高校生では63.7%に止まっており、保護者への啓発及び理解、協力が得られるよう取り組むとともに、インターネットの安全な利用について、子どもが使用する早い段階からの啓発が必要となっています。</p> <p>また、愛媛県警察本部が（令和3年3月）公表したインターネット利用に起因する犯罪被害等の実態では、SNSに起因する事犯の被害児童数は、全国の数値は前年から12.6%減少しましたが、県内では増加傾向にあります。なお、令和2年の被害児童数は、全国で1,819人、県内は21人で、学識別にみると全国で9割、県内でも7割を中・高校生が占めています。</p> <p>【取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の有害環境から青少年を保護する対策に取り組めます。 ・発達段階に応じ、青少年自身が、SNSに起因するものを含む犯罪等から自らの安全を守るための教育や、教育の情報化に伴う情報教育等を推進します。 <p>以上、県内の子ども・若者の現状・課題及び取組の方向性を記載しましたが、本章以外にも児童虐待や発達障がい、自殺、性被害等深刻な問題は少なくありません。令和3年4月に新たに策定された国の「子供・若者育成支援推進大綱」に</p>

現 行	改 定 案
<p>平成26年7月に、国における「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書」においても、これらの問題が相互に影響し合い、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていることなどが指摘されています。</p>	<p>においても、これらの要因が相互に影響し合い、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていることなどが指摘されています。</p>

新旧対照表

現 行	改 定 案
<p>第Ⅲ章 基本方針</p> <p>県では、第六次愛媛県長期計画において、「愛のくに愛(え)顔(がお)あふれる愛媛県」を基本理念に掲げ、前向きな気持ちと思いやりの心が結集した「愛(え)顔(がお)」の輪を、県内一円に力強く、大きく広がっていく、愛媛ならではの幸せのかたちを県民の皆さんと一緒に創っていくことを目指しております。</p> <p>本県における少年非行の総数は減少傾向にあるものの、非行の低年齢化が顕著となる等、依然、憂慮すべき状況にあり、また近年の少子高齢化や地域のつながりの希薄化など社会構造の急激な変化や高度情報化の進展等を背景に、子ども・若者を取り巻く環境が厳しさを増し、いじめや不登校、ひきこもり、貧困、虐待等、子ども・若者の抱える問題の複雑化、深刻化が懸念されています。</p> <p>しかしながら、子ども・若者は、本来、たくましく成長する「素地」と「可能性」を秘めております。</p> <p>明日の愛媛を担う子ども・若者が、心身ともに健全に成長することは、県民すべての願いであり、そのためには、子ども・若者が自立した個人として自己を確立し、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けることができるよう、支援していく必要があります。</p>	<p>第Ⅲ章 基本方針</p> <p>県では、第六次愛媛県長期計画において、「愛のくに愛(え)顔(がお)あふれる愛媛県」を基本理念に掲げ、前向きな気持ちと思いやりの心が結集した「愛(え)顔(がお)」の輪を、県内一円に力強く、大きく広がっていく、愛媛ならではの幸せのかたちを県民の皆さんと一緒に創っていくことを目指しております。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>明日の愛媛を担う子ども・若者が、心身ともに健全に成長することは、県民すべての願いであり、そのためには、子ども・若者が自立した個人として自己を確立し、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けるとともに、他者との関りを通じて社会に参画できるよう、支援していく必要があります。</p>

現 行	改 定 案
<p>一方で、子ども・若者が持つ能力や可能性、抱えている困難の程度はさまざまであることから、一人一人の置かれた状況や発達段階に配慮し、きめ細やかな支援を行っていく<u>必要があります。</u></p> <p>また、子ども・若者の育成支援は、家庭を中心として、行政、学校、地域、事業者、諸機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力して取り組むべき課題であり、支援が適切に行われるよう人材の養成や資質の向上を図ることが重要であることから、社会全体で支えるための環境の整備を行う必要があります。</p> <p>このようなことから、愛媛県では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○たくましく心豊かな子ども・若者の育成支援と社会的自立の促進 ○困難な状況を抱える子ども・若者の支援と被害防止の推進 ○子ども・若者を社会全体で支えるための環境の整備 <p>を基本方針に、子ども・若者の最善の利益を尊重しながら、健やかな成長と自立に向けた総合的な施策を地域ぐるみで推進します。</p>	<p>一方で、子ども・若者が持つ能力や可能性、抱えている困難の程度は<u>様々</u>であることから、一人一人の置かれた状況や発達段階に配慮し、きめ細やかな支援を行っていく<u>ことも重要になっています。</u></p> <p><u>さらに</u>、子ども・若者の育成支援においては、家庭を中心として、行政、学校、地域、事業者、諸機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力して取り組むべき課題であり、支援が適切に行われるよう人材の養成や資質の向上を図り、社会全体で支えるための環境の整備を行う必要があります。</p> <p>このようなことから、愛媛県では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○たくましく心豊かな子ども・若者の育成支援と社会的自立の促進 ○困難な状況を抱える子ども・若者の支援と被害防止の推進 ○子ども・若者を社会全体で支えるための環境の整備 <p>を基本方針に、子ども・若者の最善の利益を尊重しながら、健やかな成長と自立に向けた総合的な施策を地域ぐるみで推進します。</p>